平成27年■■月■■日

従業員の皆様へ

■■■■■■■■

マイナンバー制度（番号法）の実施とそれに伴うお願い

　　　マイナンバー制度（番号法）が平成28年1月より実施されることになりました。原則として全役員、従業員、その扶養される家族などが対象になります。実施に伴い、本年10月より国民一人ひとりに12桁の「個人番号」が記載された「通知カード」が郵送されます。今後は従業員の皆様に、会社に対して種々のご協力をいただく必要が生じますのでお知らせいたします。

1. マイナンバー制度について
2. マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。そしてこの制度は、その範囲が拡がり、皆様の生活や会社になくてはならない制度となることが予測されます。

1. 個人番号の通知について

本年10月から皆さまやご家族に「個人番号」が記載された「通知カード」が、簡易書留で随時郵送されることになります。簡易書留は、原則として7日以内に受け取れないまま期間が過ぎると送付元へ返還される可能性があります。このような場合、個人番号を知るためには、個人番号が記載された住民票を取得することでも可能となりますが、「通知カード」を必ず受け取り、大切に保管してください。

（３）「個人番号カード」の交付申請について

　　　 平成28年1月以降、市町村への申請により、「個人番号カード」の交付を受けられるようになります。「個人番号カード」は「通知カード」とは異なり、写真入りのカードになります。このため運転免許証と

同様、公的な身分証明書として取得しておくと便利です。市町村等によるサービスの利用や民間の電子申請・取引等の利用も可能になります。

1. 皆様へのお願い・注意事項
   1. 住民登録の確認など

「通知カード」は、皆様が住民登録された住所地に送付されますので、正しく住民登録されているかなどを確認し、必要に応じて住所変更などの手続きを行ってください。

* 1. マイナンバーの取扱いについて

マイナンバーは情報漏えいの防止の観点から、法律上規制が厳格に定められています。自分のマイナンバー・他人のマイナンバーを問わず、マイナンバーを法令で定められた目的以外で他人に知らせないようにしてください。

会社は、来年1月以降の税務や社会保険などの手続きの際に、皆さまの個人番号を記載することが必要なケースが生じ、そのため皆様の「個人番号」を把握することが必要不可欠となります。

マイナンバーの提出方法については、また後日ご連絡致しますのでご協力よろしくお願いします。